

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の

一部を改正する件について

令和 2 年 3 月
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

1. 題名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 49 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 92 号）

2. 趣旨

新医薬品の承認に伴い、当該医薬品を新たに処方せん医薬品として指定するものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募手続を行わなかった理由

新医薬品の処方せん医薬品の指定については、

○医薬品の承認前は、当該医薬品について安全性等が確認されておらず、指定について意見公募手続を行うことが不可能である

○医薬品の承認後に指定について意見公募を行い、その間指定による適切な規制を行わないことは、必要な規制を設定していない期間が存在することとなるという理由から、医薬品の承認と同時に指定を行う必要があります。

これらの指定については、行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号に掲げる「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当することから、意見公募を行わないこととしました。